

東京都台東区立台東デザイナーズビレッジ条例施行規則

（趣 旨）

第1条 この規則は、東京都台東区立台東デザイナーズビレッジ条例（令和8年10月台東区条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（指定管理者の指定手続）

第3条 条例第6条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとするものは、台東区立台東デザイナーズビレッジ指定管理者指定申請書（第1号様式）により東京都台東区長（以下「区長」という。）に申請しなければならない。

2 条例第6条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- （1） 定款、寄附行為又はこれに準ずるもの
- （2） 役員名簿
- （3） 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- （4） 経営状況に関する書類
- （5） その他区長が必要と認める書類

3 区長は、条例第6条第2項又は第3項の規定により指定管理者を指定したときは、指定管理者に指定したものに対し、台東区立台東デザイナーズビレッジ指定管理者指定通知書（第2号様式）により通知しなければならない。

(公募の手続)

第4条 区長は、条例第10条第3項に規定する公募を行うときは、台東区の広報紙等により、入居者の資格、利用料金、申込期間その他必要な事項を公告するものとする。

(利用の申請)

第5条 事務所を利用しようとする者は、台東区立台東デザイナーズビレッジ利用申請書（第3号様式）により区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項に規定する利用の申請をした者（以下「入居申込者」という。）に対して事業計画書その他必要と認める書類の提出を求めることができる。

(入居予定者等の決定)

第6条 区長は、入居申込者のうちから選考により入居予定者を決定するものとする。

2 前項の選考は、書類審査及び面接審査により行う。

3 区長は、入居予定者を決定するときに、必要と認める数の補欠者及びその順位を定めることができる。

4 区長は、第1項の規定により入居予定者を決定したときは、入居の可否について速やかに入居申込者に通知しなければならない。この場合において、前項に規定する補欠者がいるときは、併せて補欠登録の通知をするものとする。

5 区長は、入居予定者として決定された者が入居手続きをしないときは、第3項の補欠者のうちから補欠登録順位に従い入居予定者を決定することができる。

(保証金)

第7条 条例第12条に規定する保証金は、入居者が事務所を返還する際にこれを還付する。ただし、未納の利用料金、共益費又は原状回復に要する費用等があるときは、保証金のうちからこれを控除する。

2 保証金の額が前項ただし書に規定する控除すべき額に満たないときは、入居者は直ちにその不足額を納付しなければならない。

3 保証金には、利子を付さない。

(利用承認)

第8条 区長は、条例第13条の規定により事務所の利用を承認したときは、台東区立台東デザイナーズビレッジ利用承認書(第4号様式。以下「利用承認書」という。)を入居予定者に交付するものとする。

(届出義務)

第9条 前条の規定により利用承認書の交付を受けた者は、台東区立台東デザイナーズビレッジ利用届(第5号様式。以下「利用届」という。)を区長に提出しなければならない。

2 前項に規定する利用届に記載された事項に変更があったときは、台東区立台東デザイナーズビレッジ利用届記載事項変更届(第6号様式)を区長に提出しなければならない。

(利用期間)

第10条 条例第14条ただし書の規定により事務所の利用期間の延長を希望する入居者は、利用期間の満了する日の6月前までに、台東区立台東デザイナーズビレッジ利用期間延長承認申請書(第7号様式)により区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項に規定する申請があったときは、その可否を決定し、台東区立台東デザイナーズビレッジ利用期間延長承認・不承認決定通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

（利用料金）

第11条 指定管理者は、利用承認の日から条例第15条に規定する利用料金を徴収する。

- 2 前項に規定する日又は事務所を返還した日が月の中途であるときの当該月の利用料金は、1月を30日として日割計算した額とする。この場合において、計算した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

- 3 利用料金は、毎月指定管理者が定める期間内にその月分を納付しなければならない。ただし、その日が金融機関の休業日に当たる場合は、当該日後の直近の金融機関の営業日までに納付するものとする。

（共益費）

第12条 条例第16条に規定する共益費の納付については、前条の規定を準用する。

（利用料金及び共益費の還付）

第13条 条例第17条ただし書に規定する特別の理由とは、次の各号に掲げる場合とし、還付する額は、当該各号に定めるところによる。

- （1）入居者の責めに帰さない事由により事務所を利用することができなくなったとき 当該利用することができなかった期間に相当する利用料金及び共益費の額

(2) 条例第22条第3号の規定により事務所の利用の承認を取り消され、又は停止されたとき 当該利用することができなかった期間に相当する利用料金及び共益費の額

(3) 前2号のほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき 指定管理者が区長の承認を得て定める額

2 利用料金及び共益費の還付を受けようとする者は、台東区立台東デザイナーズビレッジ利用料金等還付申請書(第9号様式)により指定管理者に申請しなければならない。

(入居者の費用負担)

第14条 条例第18条第2号に規定する入居者に負担させることが適当と認められる費用は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事務所で発生する廃棄物の処理に要する費用

(2) 前号のほか、事務所の利用により生じる費用で入居者に負担させることが適当と指定管理者が認めるもの

(工作許可等)

第15条 入居者は、条例第20条第2項ただし書に規定する許可を受けようとするときは、台東区立台東デザイナーズビレッジ工作許可申請書(第10号様式)により区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項に規定する申請があったときは、その可否を決定し、台東区立台東デザイナーズビレッジ工作許可・不許可決定通知書(第11号様式)により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による許可を受けて施設に工作を加えた入居者は、事務所を返還しようとする日(条例第22条の規定により事務所の利用を取り消された場合にあっては、区長が指定する日)

までに施設を自己の費用で原状に回復しなければならない。

(利用停止届)

第16条 入居者は、2週間以上事務所を利用しないときは、条例第20条第3項の規定により、事前に台東区立台東デザイナーズビレッジ利用停止届（第12号様式）を区長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(事務所の返還)

第17条 条例第21条に規定する届出は、台東区立台東デザイナーズビレッジ事務所返還届（第13号様式。以下「事務所返還届」という。）によるものとする。

2 入居者は、事務所を返還しようとする日の1月前までに事務所返還届を区長に提出しなければならない。

3 入居者の責めに帰すべき事由により事務所の修繕等が必要となったときは、入居者は、事務所を返還しようとする日までに自己の費用で修繕等を行い、原状に回復しなければならない。

(利用承認の取消し等)

第18条 区長は、条例第22条の規定により事務所の利用の承認を取り消すときは台東区立台東デザイナーズビレッジ利用承認取消通知書（第14号様式）により、利用の承認を停止するときは台東区立台東デザイナーズビレッジ利用承認停止通知書（第15号様式）により通知するものとする。

2 事務所の利用を取り消された入居者は、区長が指定する日までに事務所を返還しなければならない。

3 前条第3項の規定は、前項の規定により事務所を返還する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「事務

所を返還しようとする日」とあるのは、「区長が指定する日」と読み替えるものとする。

(委 任)

第19条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の東京都台東区立台東デザイナーズビレッジ条例施行規則（以下「新規則」という。）第3条の規定による指定管理者の指定の手続に関する行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3 新規則第5条の規定による事務所の利用の申請その他利用のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。